

令和7年度

競争見積合せによる市有財産

桑名市斎場「おりづるの森」

一時貸付けの案内書

令和7年8月

桑名市役所 環境対策課

目 次

	ページ
◇ 令和7年度 競争見積合せによる市有財産 桑名市斎場「おりづるの森」一時貸付けのご案内	
1 趣旨	1
2 見積物件（一時貸付物件）	1
3 見積書提出の日時、場所、方法	1
4 契約上の主な条件	1
5 賃付料及び見積書の手続	3
6 見積りの無効	4
7 落札者の決定	5
8 契約の締結等	5
9 賃付料の支払い	5
10 自動販売機に係る電気料	5
11 見積合せ結果の公表	6
12 その他	6
（別表）「一時貸付物件」	7
◇ 案内図・配置図	8～10
◇ 見積書	11～12

**令和7年度 競争見積合せによる市有財産
桑名市斎場「おりづるの森」一時貸付けのご案内**

1 趣旨

桑名市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づき、市有財産の有効活用を推進しています。本件貸付けは、「飲料等の自動販売機及び飲料容器等の回収容器等」（以下「自動販売機等」という）の設置及び管理・運営ができる事業者（受注者）を競争見積合せにより決定し、受注者との間に桑名市公共施設の自動販売機設置場所の一時貸付契約を締結することにより施設の効用を高め、来館の方々などへの利便性を図ることを趣旨として実施します。

2 見積物件（一時貸付物件）

見積物件（一時貸付物件）は別表「一時貸付物件」（本見積案内書7ページ）のとおりです。

3 見積書提出期限、場所、方法

(1) 見積書提出期限 令和7年9月10日（水）午前10時00分 まで

(2) 見積書提出場所 桑名市役所 環境対策課
(桑名市大字東汰上 831 番地 清掃センター内)

(3) 見積書提出方法 郵送または持参

※郵送の場合、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法で、期限日時までに上記提出場所へ必着をお願いします。

※提出期限を過ぎますと受け付けできませんので、ご注意ください。

4 契約上の主な条件

(1) 貸付契約について

本件一時貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。「受注者自らが一時貸付物件（見積物件）に飲料等を販売する自動販売機を設置し、また貸付期間中継続して営業・運営する事業」（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行い、本見積案内書に定める条件及び法令等を遵守してください。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの36か月です。

ただし貸付期間であっても、施設の統合、廃止、用途、管理方法の変更等を行うこととなった場合、契約を変更する場合があります。その場合は、契約者と市で貸付期間について協議することとしますが、当該変更によって生じた損害については、市は賠償の責任を負いません。

(3) 一時貸付物件の用途等

一時貸付物件は、「自動販売機設置運営事業」の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機等の設置及び管理・運営に伴う工事費用、光熱水費等の費用は受注者の負担とします。

(4) 禁止事項

- ① 一時貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- ② 一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません。
- ③ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- ④ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。
- ⑤ 一時貸付け物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を販売することはできません。

(5) 資料の提出等

受注者は、設置した自動販売機の売上状況を四半期ごとにまとめ、毎月売上報告書を桑名市役所環境対策課（桑名市大字東汰上 831 番地 清掃センター内）に提出しなければなりません。

また、桑名市が債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、桑名市は受注者に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、受注者は必ず桑名市に協力しなければなりません。

(6) 一時貸付物件の引渡し及び返還

一時貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状態で引き渡します。返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

(7) 自動販売機等の設置については、次のとおりとしてください。

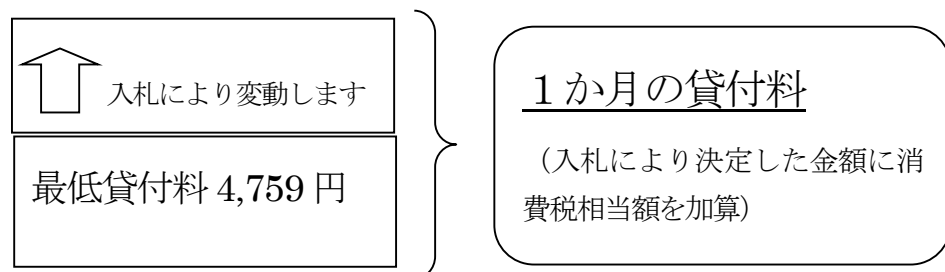
- ① 一時貸付物件が環境に配慮すべき自治体の公共施設内にあることに鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- ② 販売品はリサイクル素材や、再生可能な植物由来（バイオマス）原料を含有するなど、持続可能な社会の実現に向けた低炭素化の推進等、環境に配慮した製品づくりに努めていくこと。
- ③ 自動販売機には電気の使用量を計る子メーター等を設置するなど、電気使用量把握に努めること（子メーター等の設置が難しい場合は、桑名市規程の計算方法にて電気代を算出すること）。
- ④ 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機等を設置し、設置後は、その完了した旨を当該施設管理者に報告すること。設置報告後、施設管理者が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。
- ⑤ 自動販売機等が使用可能な状態で常時設置されていること。また、回収容器等は、プラスチック製または金属製とし、自動販売機付近において通行の妨げにならないよう設置し、必要時には一時的な移動が可能であるものにすること。なお、投入口付近には、一般ごみ投入禁止とリサイクル推進を必ず表示するとともに、外観色は周辺環境に配慮したものとすること。
- ⑥ 自動販売機等の設置にあたっては、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。
- ⑦ 電気工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けること。
- ⑧ 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

- ⑨ 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。なお、窃盗による被害については、市は責任を負わないものとする。
- (8) 自動販売機の販売品については、次のとおりとしてください。
- ① 販売品は飲料（酒類又はその類似品を除く。）とすること。
 - ② 販売品の維持管理及び補充は、受注者の責任において行い、売り切れが発生しないよう努めること。また、発注者から補充についての連絡を受けた際は速やかに対応すること。
 - ③ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
- (9) 自動販売機の販売品の売価は、定価（標準小売価格）以下としてください。
- (10) 販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収は、次のとおりとしてください。
- ① 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、施設管理者の指示に従うこと。
 - ② 施設管理者の指示に従い、びん、缶、ペットボトル等を分別回収し、適正に処分すること。
- (11) 維持管理等
- 自動販売機の設置、管理・運営において、設置から商品の補充、メニューチェンジ、金銭管理、空容器の回収・処分、故障時の対応、定期的な点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務はすべて自動販売機設置業者が行うこと。
- (12) 上記(3)～(11)の条件に違反した場合には、貸付料総額（契約期間が12か月の場合は、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額×12か月）の10分の3に相当する額を違約金として桑名市に支払っていただきます。

5 貸付料及び見積書の手続

(1) 貸付料

見積書に記載する見積金額は、1か月間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載してください。また、最低貸付料は、桑名市行政財産目的外使用料条例に基づくものです。



(例) 落札金額が、最低貸付料4,759円だった場合・・・

落札金額（4,759円）×消費税率1.1＝1か月の貸付料金5,234円

※1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

(2) 見積書提出方法および封筒記載事項について

- ① 見積合せに参加される方は、所定の見積書（本見積案内書 11～12 ページ）に必要事項を記載してください。また、見積参加者名を記載し押印した封筒に封入して提出してください。封筒は下記の通り記入・押印ください。

(表)

桑名市長 伊藤 徳宇 様	
見積物件内容	※希望する区画ごとに記載してください
桑名市斎場「おりづるの森」 一時貸付け【区画①・区画②】 見積書在中	
住所	
氏名	印

※封筒の印は、見積書に押印したものと同一印をご使用ください。

(裏)

印	印
---	---

- ② 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回はできませんので十分ご注意ください。
- ③ 見積書の開封は、令和7年9月10日（水）午後3時00分、桑名市役所 環境対策課（桑名市大字東汰上 831 番地 清掃センター会議室）にて行います。見積書提出者も立ち合い可能ですので、希望であれば、見積書提出までに申し出ください。

6 見積りの無効

次に掲げる(1)から(8)の事項に該当する場合は、見積りを無効とします。

- (1) 期日までに見積書が提出できない場合
- (2) 指定の様式を使用しない見積り
- (3) 記名・押印もれの見積り
- (4) 金額を訂正した見積り
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- (6) 見積合せを妨害する言動があった場合
- (7) 最低貸付料に達しない貸付料での見積り
- (8) その他、事前に指定した条件を満たさない場合

7 落札者の決定

落札候補者は、最低貸付料以上の価格をもって有効な見積りを行った方のうち最高の価格をもって見積りを行った方とします。

また、落札候補者となるべき方が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札候補者を決定します。落札候補者となるべき方はくじ引きを辞退することはできません。

見積物件の最低貸付料は別表に記載のとおりです。なお、最低貸付料に達しない価格で見積りした方の見積りは、無効となりますのでご注意ください。

※落札者決定後、指示に従って下記書類を作成し、提出してください。

- ① 落札物件の各場所に設置する自動販売機の仕様（寸法、消費電力等）に関する書類
- ② 販売予定品目一覧表

8 契約の締結等

落札者は、令和7年9月19日（金）までに桑名市と市有財産一時貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、受注者（落札者）の負担となります。

なお、本件契約を締結しない場合、落札は無効となり、指名停止等のペナルティが課せられる場合がありますのでご注意ください。

9 貸付料の支払い

貸付料については、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内に、次年度以降の貸付料にあつては当該年度の4月30日までに、桑名市が発行する納入通知書により納入してください。ただし、納入の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とします。

貸付料の総額は、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算し、さらに契約月数を乗じた金額（契約期間が12か月の場合は、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額×12か月）となります。

10 自動販売機に係る電気料

受注者（落札者）は、自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払うものとします。電力会社と供給契約の締結を行わない場合は、桑名市が発行する納入通知書により、当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに、桑名市に納入していただきます。電気料の算定方法は次のとおりです。

電気料（月額（円未満切り捨て）消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）＝基本料金^{※1}＋電気料金^{※2}

※1 基本料金＝公共施設の基本料金×自動販売機の定格消費電力

※2 電気料金＝電力量料金（燃料費調整分、再生可能エネルギー発電促進賦課金、太陽光発電促進付加金などを
含む）×子メーターの表示する月間消費電力量

なお、自動販売機に電気の使用料を計る子メーター等を設置することが困難な場合の電気料の算定

方法は次のとおりです。

電気料（月額（円未満切り捨て）消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）＝基本料金^{※1}＋電気料金^{※2}

※1 基本料金＝公共施設の基本料金×自動販売機の定格消費電力

※2 電気料金＝電力量料金（燃料費調整分、再生可能エネルギー発電促進賦課金、太陽光発電促進付加金などを含む）×月間消費電力量

1 1 見積合せ結果の公表

結果については、その内容（落札金額、落札者を含む見積合せ参加者全員の見積額）を公表します。

※落札者以外の参加者名は、公表しません。

1 2 その他

- (1) 事情により予告なく見積合せを変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 本見積案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、桑名市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- (3) 見積案内書に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

質疑受付期間 令和7年9月3日（水）午後3時00分まで、メールでのみ受付

〒511-0806 三重県桑名市大字東汰上 831

桑名市役所 環境対策課

電話 0594-24-1183

メールアドレス kankyom@city.kuwana.lg.jp

(別 表)

一時貸付物件・自動販売機販売実績・利用者人数

※ 同一施設や本貸付物件付近設置の自動販売機の販売実績及び施設の利用者は下記の通りです。

※ 売上本数については、概算です。見積時に参考にしてください。

区画 番号	貸付・設置場所	設置台数	貸付面積 (㎡)	最低貸付料 (円/月)	売上本数 (令和6年度)	所管課	施設管理者 問い合わせ先	参 考 (施設規模、利用者、職員数、 売上実績等)
区画①	桑名市新西方 七丁目 16 番地 桑名市斎場 「おりづるの森」 1 階式場前	1 台	1 ㎡程度	4,759 円	1,228 本	環境対策課 (桑名市斎場 「おりづるの森」)	(0594) 24-1183	・総延床面積 4,751.0 ㎡ ・火葬件数 人体 1,755 人 動物 1,597 件 ・式場件数 38 件 ・職員等 約 12 人
区画②	桑名市新西方 七丁目 16 番地 桑名市斎場 「おりづるの森」 2 階自販機コーナー	1 台	1 ㎡程度	4,759 円	3,917 本			

※ 貸付料の総額は、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算し、さらに契約月数を乗じた額（契約期間が 12 か月の場合は、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額×12 か月）となり、年度ごとに納入していただきます。

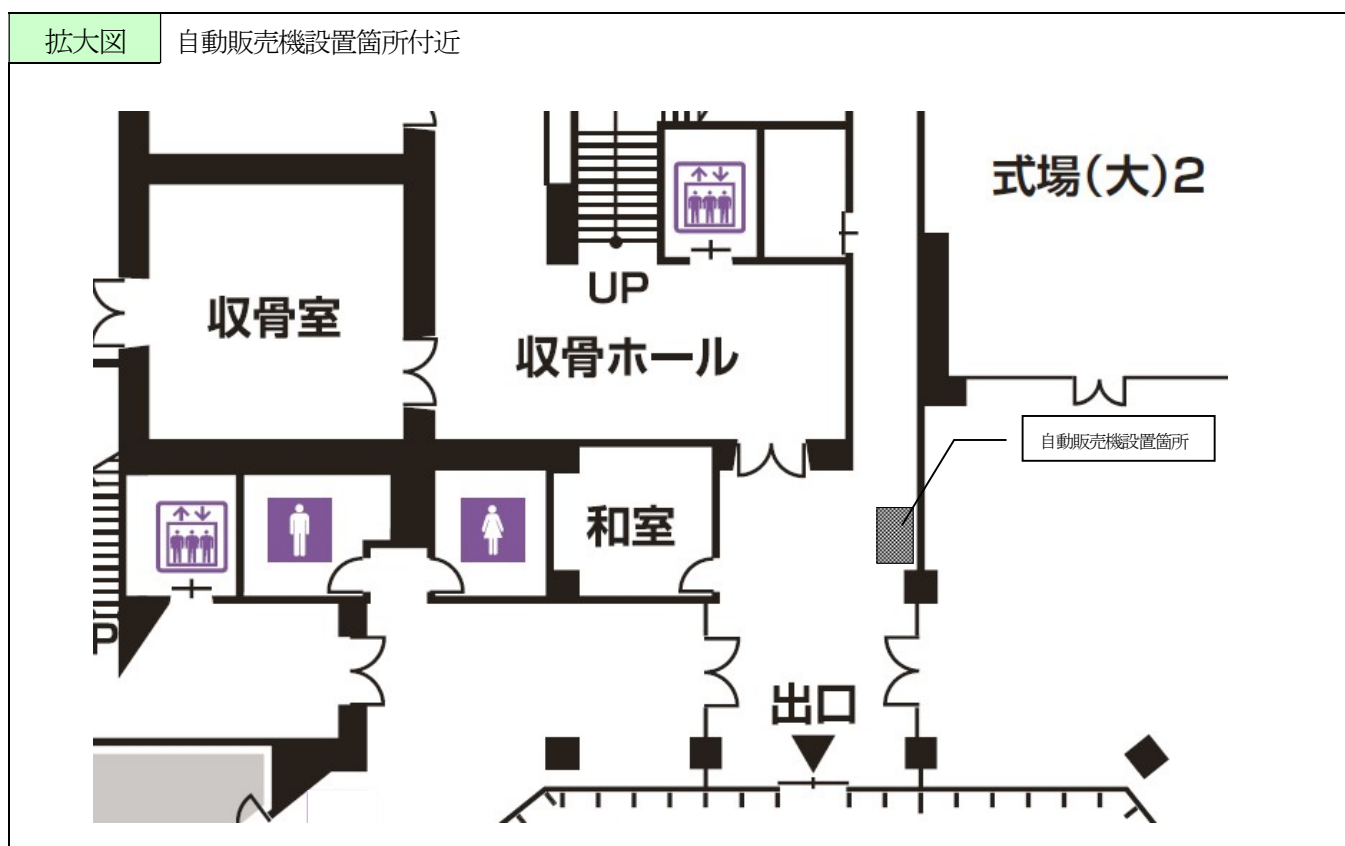
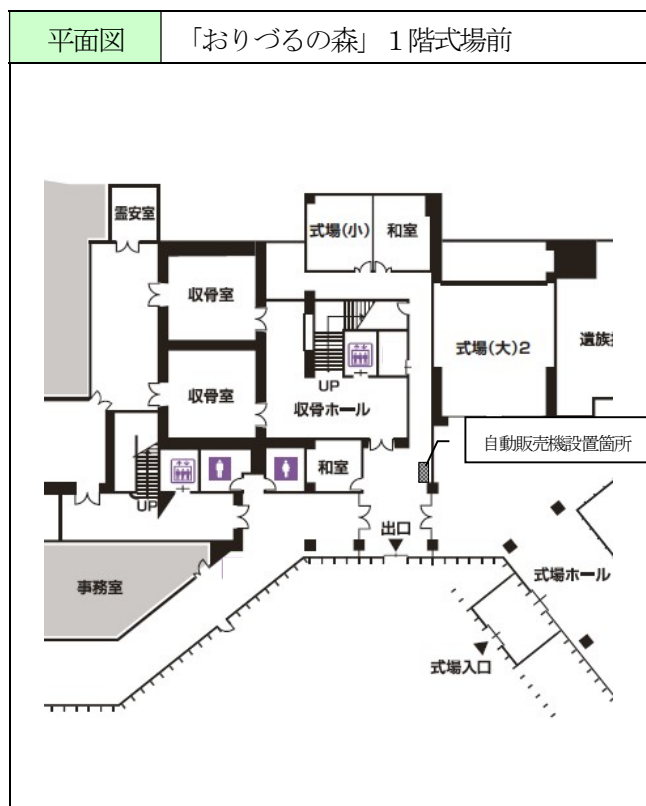
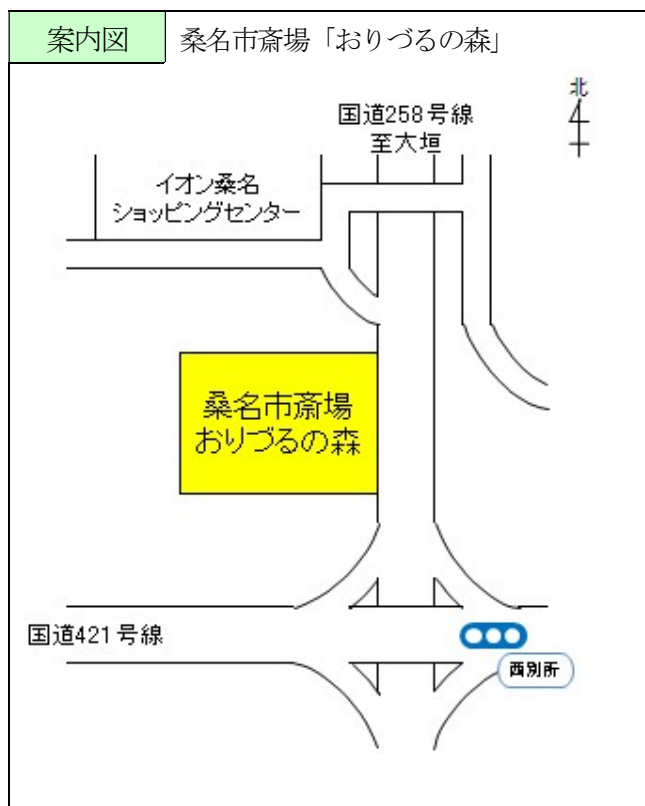
※ 配置図における物件の寸法は、小数点第 3 位以下を切捨てして表示しています。貸付面積も、同様の端数処理をして表示しています。

※ 貸付面積には転落防止器具等を含んでください。（回収ボックスは除く）

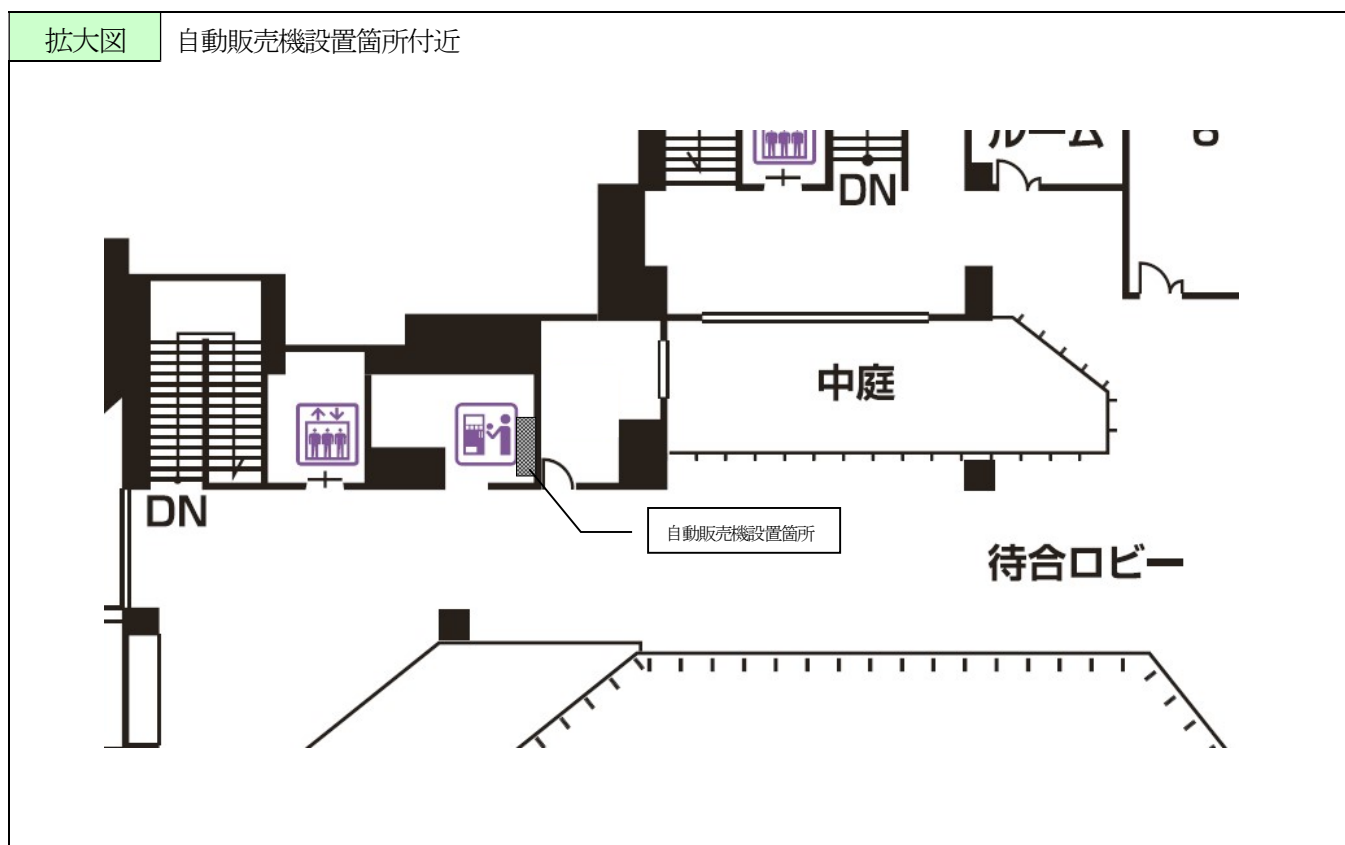
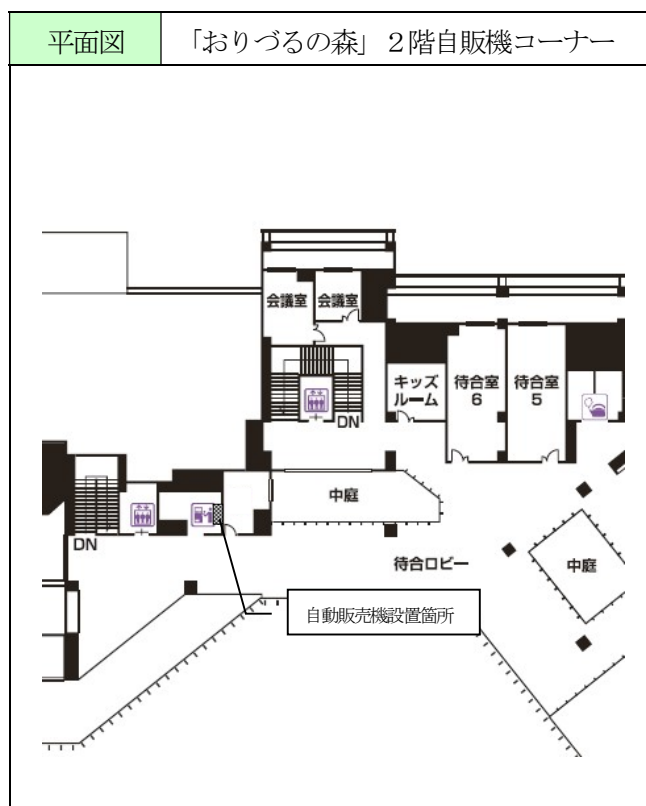
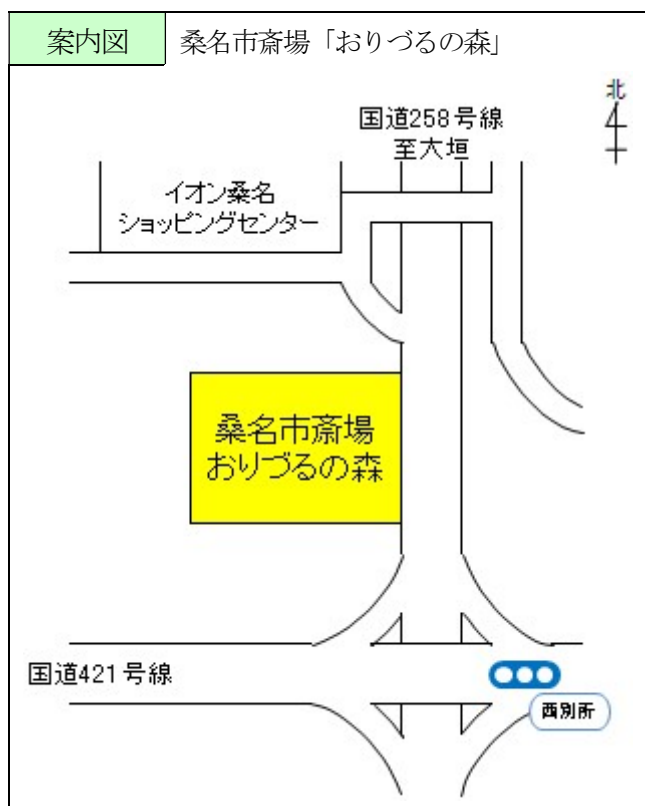
案内図・配置図（詳細は次ページをご覧ください。）



区画①	桑名市斎場「おりづるの森」 1階式場前	所在地	桑名市新西方七丁目 16 番地
-----	---------------------	-----	-----------------



区画②	桑名市斎場「おりづるの森」 2階自販機コーナー	所 在 地	桑名市新西方七丁目 16 番地
-----	----------------------------	-------	-----------------



見 積 書【区画①】

見 積 価 格 (1か月あたりの額)	月額		百万			千			円
-----------------------	----	--	----	--	--	---	--	--	---

件 名	競争見積合せによる市有財産 桑名市斎場「おりづるの森」一時貸付け
貸 付 場 所	桑名市斎場「おりづるの森」1階式場前 【三重県桑名市新西方七丁目16番地】
保 証 金	免 除

上記金額で御指示の条件によって貸付けを受けたいから見積ります。

令和 年 月 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇 様

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

(印)

- (注) 1. この見積書は、1件ごとに作成し、インク又は墨で記入し、数字は、アラビア数字を用いること。
2. 金額の訂正は、認めない。

見 積 書【区画②】

見 積 価 格 (1か月あたりの額)	月 額	百 万	千	円
-----------------------	-----	-----	---	---

件 名	競争見積合せによる市有財産 桑名市斎場「おりづるの森」一時貸付け
貸 付 場 所	桑名市斎場「おりづるの森」2階自販機コーナー 【三重県桑名市新西方七丁目16番地】
保 証 金	免 除

上記金額で御指示の条件によって貸付けを受けたいから見積ります。

令和 年 月 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇 様

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

⑨

- (注) 1. この見積書は、1件ごとに作成し、インク又は墨で記入し、数字は、アラビア数字を用いること。
2. 金額の訂正は、認めない。